

第 69 回 道州制特別区域提案検討委員会

日 時： 平成 27 年 5 月 27 日（水） 10:00～11:42

場 所： 道庁別館 5 階 石狩振興局大会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、菊池副会長、太田委員、岸本委員、佐藤委員
寺下委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺局長、渡辺参事 他

（事務局）

定刻となりましたので 69 回目の道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、本年度の第 1 回目の開催となりますが、本年度もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、河西会長、よろしくお願いをいたします。

（河西会長）

本日は、岡田委員が欠席ということで、このメンバーで審議を進めていきたいと思いません。

本日は、初めに、これまでに寄せられた道民アイデアの 5 項目について一次整理を行いたいと思います。

それでは、本日の議事に入る前に前回の審議結果に関して、簡単に確認させていただきます。参考として、席上配付資料をご覧ください。

前回は、8 項目に関して審議をいたしました。その結果として、420 番の「温泉付随可燃性天然ガス利用の促進」に関しては、過去の審議状況などを整理した上で検討を継続することとし、その他の項目に関しては、いずれも一旦検討を終了しました。

前回の審議結果の概要については以上であります。ご確認よろしいでしょうか。

それでは、議事(1)の道民アイデアの一次整理に入る前に、前回審議した「北海道サイクリング特区」について佐藤委員から、「事業用貨物自動車の路上貨物の積み卸し作業の適法化」について太田委員から、それぞれご質問がありましたので事務局よりご回答をよろしくお願いをいたします。

（事務局）

参考資料 1 をご覧ください。こちらは、前回のアイデア整理表です。アイデアの②の部分、道路の設計標準を変え、自転車に優しい設計にできないかというアイデアに関し、そ

うした道路設計は現行でも可能で、国がガイドラインを策定し推進しているということでした。

これに関連して佐藤委員からいくつかご質問をいただいておりますので、事実関係についてご説明いたします。

まず、国のガイドラインには拘束力があるのかについてです。ガイドラインは、標準的な考え方などを示したもので、特に拘束力はございません。具体の取組は、地域課題等を踏まえて行うこととされております。

次に、ガイドラインは、自転車ネットワーク計画を構成する路線を対象として取りまとめられていますが、その路線は誰が選定するのかについてです。この路線は、各地域において道路管理者等が自転車ネットワーク計画の中で選定します。そして、計画の策定は、すなわち路線の選定ということにもなりますが、国・都道府県・市町村などの関係行政機関の体制で行うこととなっております。

なお、ガイドラインの道路設計の考え方につきましては、前回もお話しましたとおり、自転車ネットワーク以外の路線においても参考とすることが望ましいとされております。

最後に、道内の自転車ネットワーク路線の指定状況についてです。現在、道内で自転車ネットワーク計画を策定済みの団体は、帯広市・北広島市の2市となっております。また、旭川市で策定の動きがあります。

前回のご質問に関する事実関係の説明は以上です。

(河西会長)

佐藤委員、今の報告に対して何かございますでしょうか。

(佐藤委員)

大丈夫です。

(河西会長)

それでは、続いて、「事業用貨物自動車の路上貨物の積み卸し作業の適法化」について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

参考資料 2 の自転車に対する駐車規制及び取締り実態についてご説明をさせていただきます。

前回の審議で、貨物トラックの荷物の積み卸しの関係の駐車規制に関する緩和措置については、北海道公安委員会、広くいうと道ですけれども、道の権限で設定は可能であるというお話でした。

ただ、前回、太田委員から、自転車についての法の規制、あるいは取締りの実態につい

てご質問をいただきまして、今回、改めて道警本部に確認を取った資料です。

自転車は、道路交通法上「車両」に含まれ、他の車両と同じように規制の対象となるということが一つ。

駐車違反の取締まりの関係ですが、悪質・危険性、迷惑性が高いなど、特に必要性がある場合を除いて、通常は、口頭、あるいは文書で指導・警告という形で対応しているということでした。

この下には、参考までに法律の条文を付けております。後程ご覧いただければと思います。

(河西会長)

太田委員、いかがでしょうか。

(太田委員)

わかりました。

(河西会長)

その他、この2件に関して追加のご質問・ご意見はございますでしょうか。

それでは、道民アイデアの一次整理を行います。本日の一次整理の進め方に関しましては、いつものとおり一項目ずつ審議を進め、そして、その都度、一次整理をどうするか、一旦検討を終了とするか、それとも分野別審議に進んでいくか。一件一件決めながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、継続検討となっております「温泉付随可燃性天然ガスの利用促進」について説明をお願いします。

(事務局)

資料1、参考資料3を使ってご説明します。

前回、特に最後の整理の理由のところでも色々ご意見をいただきまして継続審議となっております。

まず、アイデアの概要をもう一度ご説明させていただきます。

温泉に付随して可燃性のガスが出てきているところが数多くあるけれども未利用のままである。このガスをもっと有効利用ができれば、エネルギーの地産地消として省エネ対策、地球温暖化対策にも貢献が期待できる。しかし、その現状の制度においては、鉱業法、あるいは、鉱山保安法などの規定によって権利関係・保安関係の規制が厳しくて支障となっているということで、こういったガスの利用の促進に向けて、法令の適用を除外するか、産出されるガスの量に応じた規制というような緩和の措置を提案されたというものです。

次に事実関係の整理です。(1)の①鉱業権の関係です。可燃性天然ガスは、鉱業法上「特

定鉱物」という定義付けをされており、利用するためには国が行うコンペにより、最も相応しいものとして選定をされなければ鉱業権は与えられないという仕組みになっております。

②鉱山保安法です。鉱業権者（事業者）には、保安対策・安全対策ということで、人への危害の防止や公害の防止、あるいは、保安教育、保安統括者、保安責任者といった人の配置といった各種の義務付けがなされている状況にあります。

(2) 利活用に係る主な規制として、主に保安の対策として、①温泉法では、爆発の事故防止の措置や、濃度測定の義務、②電気事業法では、発電設備を設置する場合は保安規定や主任技術者の配置の届出といった義務付けがなされているところです。

前回の委員会では、具体的な道内のニーズや過去の類似案件の検討状況などを踏まえて再度検討というお話をいただいたところでした。

まず、ニーズです。道の所管部に現在、具体的にそうしたニーズの相談を受けているかというところを確認したところ、現時点で具体の相談を受けているケースはないということでした。ニーズについては、そういった形で把握はしていないということでした。

過去の類似案件は、参考資料の7ページ以降に整理をしています。

7ページですけれども、道州制特区提案検討委員会におきまして、過去、平成22年に鉱業権に関する審議がありました。そのときの結論としては、特区提案によらなくても対応可能となっています。鉱業権を持つ者が業務を行うよう義務付けるという内容の提案でした。

これにつきましては、その下に条文を参考として載せておりますが、法律の中で、6ヵ月以内に事業に着手しなければならないとされており、検討が終了されたという案件です。

7ページの2番、構造改革特区です。この中でいっているのは、鉱山保安法により義務付けられている保安要員について、経費の面からボイラー技士2級程度の人の配置でいいこととしてほしいということでした。

それに対しての国の回答は、下線を引いておりますけれども、パイプラインや電気設備などを含めてボイラー技士に全てを任せるというのでは保安確保が不十分ということで、それは認められませんという回答になっておりました。

次に8ページです。規制改革の中に2件あります。

まず、提案事項の(1)です。こちらについては、個人から内閣府に出された提案で、ガスを自家消費したいという趣旨からの提案です。鉱業権の取得には、多大な資料を揃えなければならなくて、一般人には無理であるとおっしゃっています。その期間も1年以上かかるので、これらの手続きの簡素化をしてほしいということです。

国の回答は、個人での出願も可能で、実際に個人で取得している事例もあるということです。それから、個人が自家用だけの利用、営利を目的としたいということではなくて、正に住宅の自賄い用の利用だけであれば、そもそも鉱業権は不要であるということ。事務にかかる時間がかかるということについては、既存の他社の鉱業権とか地盤状況等の調整に時間

を要するという鉱業権特有の問題もあるということで、処理の迅速化には今後も努めていきたいということを回答しております。

その下の(2)の提案事項です。こちらは、民間企業から寄せられた提案です。既に自噴しているメタンガスに限定した採掘権を新たに設定して、早期に許可が出るような簡素化を提案されております。

これに対する国の回答は、申請からどれくらいの期間で許可がおりるか国が設定している標準処理期間は、6ヵ月と設定しているけれども、先程申し上げた権利の調整などの関係、コンペの募集期間の決定などの固有の事由によって期間がかかる場合があることについてはご理解願いたいというような回答になっております。

資料1に戻って、最後の一次整理の対応方向(案)です。

対応方向は、一旦検討終了という案です。その理由ですが、本提案は、法令の適用除外やガス量に応じた規制の設定を求める提案であり、構造改革特区など、他の制度の活用によって国に対する要望ということが可能だということを情報提供していきたいという形で、改めて整理をさせていただきました。

前回の資料の見え直し修成版を参考までにお付けしております。後程、ご覧いただければと思います。

(河西会長)

それでは、ただ今のご説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

では、まず質問をさせて下さい。

理由のところ、構造改革特区制度、他の制度の活用により、国に対する要望が可能ということで、そういうふうな情報提供をされるということですが、もし、これを国に構造改革特区などでやりたいということで要望を出したら、どのような回答がきそうですか。今までの例からいくと、現行法で可能とか、そういうような回答が返ってくるかと思うのですが。

(事務局)

構造改革特区制度で提案した場合に、過去の例からいうと厳しいかなということがあります。この辺は、どのような支障があるかをもう少し出すことによっては多少の動きがあるのかなと思います。

(河西会長)

現行法でやろうとした場合、北海道経済産業局に届出なりをすればよろしいのでしょうか。窓口になるところはどこですか。

(事務局)

法律によって窓口が若干異なります。

鉱業法の関係は、経済産業局になります。鉱山保安法は、経済産業省の中に産業保安監督部という別な組織がありまして、こちらが所管しています。

それぞれ手続きの窓口は異なっております。

(河西会長)

そうすると、後者に関していうと、東京の本省が窓口になるのですか。

(事務局)

北海道の産業保安監督部です。

(河西会長)

では、札幌で完結するということになりますね。わかりました。他にご質問、ご意見のある方はよろしく願いいたします。

(菊池副会長)

おそらく山形県の提案、構造改革特区は、人の配置と、それに対する給料・コスト、それから得る便益。そこのところのバランスは、きっと合わないと思うのです。資格者ですとお金がかかってしまう。

そこのところは、何とかならないのかという話が一番大きな話なのかなと思うのです。構造改革特区の中で、この提案者が懸念していることの回答は、これなのだろうなというふうにするのです。

例えば、ボイラー技士 2 級というのが、どの程度の内容と安全上担保できるかはわかりません。ただ、鉱山保安法の技術者に代替するものが、きっと他のものでは駄目だという回答なのだと思います。同じような回答が予想されるなというふうには思っています。

この提案者も、おそらくそこのところが大きいのではないかと。ガスが出て結局は、利用するときには、管理責任者が重要になってくる。豊富町では、確か、町の職員が資格を取られているのです。そうすると全体のコストが下がる。

でも、よそから呼ぶと、ものすごくお金がかかるでしょう。そこら辺の回答が予想されるなというふうに思います。

(河西会長)

今あるものをうまく活用して地域を活性化するという考え方からは、こういうような規制緩和を進める必要がある一方で、ガス爆発などのリスクをどう抑えていくかの問題もありますので、安易に規制緩和をして、結果として大きな事故になってしまったということ

は非常に大きな問題になりますので、私は、個人的には、今回の提案に関しては、構造改革特区などに提案したいのなら提案していただいてもいいのではないかと思います。

委員の他の皆様はいかがですか。こちらに書かれている理由で一旦検討終了ということでもよろしいでしょうか。

理由のところを前回とは変えております。前は、手続きの大変さを強調したのですが、そうではなくて、別の方法で提案することも可能だからという含みを残した形の理由付けになっております。

こういうふうな理由付けでもよろしいでしょうか。

それでは、「温泉付随可燃性天然ガス利用の促進」に関しては、一旦検討終了ということで、資料1に出ているような理由を付して終了させていただきたいと思います。

それでは、続いて二番目の案件、「海洋地質調査（堆積物採取）の際の鉱業法適用の見直し」に関して、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

資料は、資料2番、それから参考資料3にまとめています。

まず、アイデアの概要からご説明申し上げます。

平成24年の鉱業法の改正により、海洋の地質調査（採泥調査）を実施する場合には、経済産業大臣の許可が新たに必要になりました。この国の規制の理由に対する説明としては、不法に資源探査活動を行う者を取り締まることを挙げております。

実際には、その目的を問わずに申請が必要であって、沿岸海域の活断層の調査など、学術・研究目的での探査の実施を抑制しているということで、研究業務に支障をきたしているということです。

括弧書きで例をあげています。夏に許可申請をしたにも関わらず、冬近くになってしまうことがあって、冬の天候悪化で調査が困難、若しくは不可能というような事態も生じたということです。

このアイデアを出された道立の試験研究機関では、そういった活断層の危険度のデータなどを取得する機会が失われることは、道民・国民生活の安全に関して大きな損失であるとおっしゃっています。

このため、①地方公共団体の公的研究機関が科学的研究目的で実施することが明らかな場合には、その許可を免除するような規定を設ける、②国から道に権限を移譲することを提案されております。

それによって書類の審査の時間短縮ということで、調査の計画立案から実際の調査までを迅速に行うことが可能になるということです。

続きまして、事実関係の整理です。鉱業の探査に係る許可制度の創設ということで、鉱業権の設定に不可欠な開発準備行為である資源の探査、物理探査には、従来は、法的規制

が一切なかったのです。それで、排他的経済水域における外国船の資源探査とみられるような海洋調査活動への取り締まりができなかったという支障があって、国の方では、国内資源の適正な管理の観点から、経済産業大臣の事前の許可が必要という制度を新たに作りました。

許可の対象ですが、資源探査、それから、今回出てきているような科学的な調査の行為の形態が類似している。海に船を出して何か海底に向かって垂らして採取をするというのが、エネルギーの取得を目的とした調査なのか、断層の調査なのか、見た目では区別がつかないということで、資源探索規制の実効性を担保するために、目的に関わらず、外形上、一定の行為を行うものを許可の対象としております。

参考資料をご覧ください。

1 ページ目には、制度ができたときの国の説明資料が載っています。一番上の背景というところです。資源価格の高騰・乱高下、資源獲得競争の激化の中で、海外との間で資源の権益に関する動きが活発になってきているということで、この資源を巡っては問題が発生しているというところの①番と②番につきましては、先程ご説明した天然ガスの国のコンペ方式の導入ということになります。

今回、③の資源探査の規制がないということで、無秩序な探査活動が行われていて、特に海域においては外国船による事例が存在しています。ここを何とかしなければならないというように国が考えてできた制度が許可制度です。

一番下の措置事項の概要の3番のところでは、資源探査に対する許可制度の創設ということで、今まで規制がなかったところに許可制度を設定したということになります。

9 ページをご覧ください。実際にどういう行為が規制されるのか、許可の対象になるのかが国の規則、経済産業省令の中で決まっています。囲みになっておりますが、地震探査法、電磁法、集中的サンプリング探査法に該当する場合にあっては大臣の許可が必要という制度になっております。

資料2に戻ります。事実関係の3番です。国に関する特例ということで、国が行う探査は許可不要、ただし経済産業大臣の事前の協議が必要となっております。

4番、その他につきましては、鉱業権に関する情報は、鉱業原簿というもので国が一元管理をしており、情報公開制度の対象から除外されているぐらい国として大事な情報の取扱いになっているということです。

一次整理の対応方向です。一旦検討終了という案です。先程来、外国船の資源探査活動という話をさせていただきましたが、海域における鉱物資源については、外交問題や国の安全保障上の問題とも深く関わるため、これらに関わる鉱業権など鉱物資源の管理は国が行うべきであるという理由をつけております。

○印の二つ目、地方公共団体の機関などが行う科学的調査について、先程、国の特例の話をご説明しましたが、国の機関に準じて事前協議制とするなどの規制緩和につきまして、これまた別な制度ですが、提案募集方式での国への提案に向けて道として検討を進めるこ

としたいとしております。

(河西会長)

それでは、ただ今の説明に関しましてご質問、ご意見があればよろしくお願ひいたします。

(佐藤委員)

今のご説明のとおり、これに関しては、国防に関わるものですし、ここは道州制特区というよりも、道州制という制度になじまないという考えが一つ。

特区提案という意味においては、全国に先駆けて、北海道ですけれども、北海道の特別な事例なので、道州制というシステムに向かっていくときにこういうものが、主権地域が主権を取るか、そぐうかそぐわないかという考えからいくと、特に地域が持っているべきものではないかと思ひます。

地域性が反映されて、日本列島の北部と南部で非常に海洋のものが違っていると必要なのでしょうけれども、あまり合わないのではないかと思ひて、一旦検討終了でいいのではないかと思ひました。

(河西会長)

他にご意見はいかがでしょうか。

(岸本委員)

私も皆さんと同じ理解です。要するに、外国船の資源調査行為を無許可行為だというシステムにのせて、無許可行為に対して罰則をかけるという形で、捕まえるきっかけの法システムをつくっただけなのです。

そうなると、結局許可がないのだというふうにいなければいけないから許可制を敷く以外にない。その許可制を敷く以上は、元々外国の船に調査を認める筋合いはないから、全部無許可にするというわけです。

それがシステムをつくってしまったばかりに、結局、日本の地方公共団体の研究機関がやることまで許可が必要になったということで、要するに自ら首を絞めるようなことにもなってしまったわけです。

では、これでは困るからといったときの解決策として、佐藤委員がおっしゃったように国から道に権限を移譲することによって問題が解決するかといったら、それは、また違う話だと思ひのです。少なくとも道州制特区の問題としてこれを取り上げるというのは、話の筋が違ひだろうと思ひます。

問題は、現実問題として地方公共団体の機関が行うということは、北海道特有ではないにしても地域の問題にも関わってくる。こういう現実に支障が出ているということからす

ると、アイデアの概要の②と書いているところはともかくとして、①に対しては、何らかの提案を行っていくということそれ自体は、本委員会で何らかの対応をしなければいけないかどうかはともかくとして、ありえる話だろう。

そういうことからするならば、逃げではないのですけれども、結局のことながら規制緩和、特に地方公共団体の機関の場合のみに限定していいのか、他の場合はどうなのかというところもあると思うのです。少なくとも本来、この法律で規制をかけた趣旨・目的との関係でみれば、日本の地方公共団体、日本の企業というところについての許可制について柔軟な運用なのかというところ。運用で対応を求めていくしかない。

その意味では、規制緩和といえるのかという問題もあるので、ある意味では、提案募集ということの情報提供を行うことによって国にメッセージは出していく。少なくとも北海道が困っている部分はあるわけですから、そのメッセージを出していくという形で情報提供をしていくという形で済ませるとするのが一番妥当ではないかと思います。

(事務局)

今年度の提案募集方式で提案すべく内閣府と事前相談を行っています。

(岸本委員)

ちなみに、許可がおりるまでにかなり時間がかかっているというように不満が出ているわけですが、これについては、標準処理期間の設定は公表されているのですか。

(事務局)

初年度ということもあって、国の方で慣れていないという事情もあるようです。

(菊池副会長)

今、岸本委員がいわれたこととほぼ一緒なのですが。

二つの要素があって、審査する機関がこれを許可制にしたとしても、今、言われたような状況の中で迅速に許可ができる話はクリアできているわけです。ですから、そのところは、表現しなくてもいいのかもしれないけれども、この提案された方々に対してそういうことは必要ですよとか、理解してあげられるようなことを付記できるといいなと思いました。

本当は、違う要素ですよ。夏に申請して、秋になって、季節がずれましたという話は別な話なのですけれどもお困りなわけですから、そのところは許可がいる・いらぬの話とは別なところで対応してくださいというようにしたらいいかと思います。

(河西会長)

そうしますと、理由のところ、もう少し、今回の提案者の方のニーズを反映したよう

な書き方を付記するというような形でよろしいですか。

(菊池副会長)

できれば。

(岸本委員)

この文章それ自体は、それでいいのではないかという意味で言ったのですけれども。

私としては、道として検討を進めますと。あるいは、道としてできる対応を探るといようなニュアンスが入っているので、私は、あまり、これをやるように国に求めますというよりは、含みを持たせた形のほうがいいのかなと思って、これでいいのではないかと思いました。

副会長がおっしゃったことと趣旨は全く同じなのですけれども、あえて文章を変える必要ではないのではないかと思います。

(事務局)

提案された機関の方とも調整しておりまして、その方たちとも提案募集でやっていきましょうという話し合いはついております。

(河西会長)

では、こういう形でよろしいですか。

(菊池副会長)

わかりました。

(河西会長)

他に何かございますか。

では、こちらの案件に関しましては一旦検討終了ということで、提案募集方式で国への提案を進めるということを含めた理由でよろしいでしょうか。

それでは、続いて検討項目の三番目、「合同墓の埋葬」について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3、参考資料4になります。これは、道内のある市町村から寄せられたアイデアです。

アイデアの概要をご説明します。無縁墓や親族に承継の意思がない墓など、管理不能な墓が近年増加の傾向にあり、対応に苦慮しているということです。

そうしたお墓を改葬、つまり他のお墓や他の納骨堂に移し替える、その際の手続きが国の規則に規定されております。そこでは、死亡者の氏名や本籍等々、死亡者の縁故者等に

一年以内に申し出てくださいという形で国が発行する官報に掲載をして、かつ、墓地の見やすい場所に同じ内容の立札を掲示して、それでも、なお、一年間申し出がなかった場合に移し替えが可能になるという仕組みになっております。

アイデアでは、この手続きを最小限に簡素化して、無縁墓の合同墓を設置して供養を進めていきたいという形で墓地の管理の適正化や有効活用を図るほか、生前の希望による合同墓への埋葬を考えていて、そうした方々への安心感が得られるという趣旨でご提案いただきました。

一般的には、無縁化した墓地というのが最近増えてきているのはマスコミ等でも報道されているところです。

次に、事実関係の整理です。①のところでは、無縁墳墓の改葬の手続きについては、アイデアの概要でもふれましたが、死亡者の縁故者等に対して一年以内に申し出るようにという旨の官報公告。それから、墓地への立札の設置による呼びかけ。これで一年以内に申し出がなかったことを証する書類というのを添えて、市町村長に対して改葬、墓地の土地替えの許可申請を行うという手続きが定められております。

②のところでは、その改葬の許可権限を市町村長が持っているということで、市町村が運営している墓地もありますが、お寺や宗教法人の運営している墓地もありまして、それら全てが市町村長の許可権限という形になっております。

参考資料をご覧ください。参考資料の 1 ページ目は、官報公告のイメージで、墓地の整理のために連絡がつかない人向けの呼びかけということで、こういった文面で全国的に知らしめることになっております。

2 ページ目に墓地、埋葬等に関する法律の条文が載っております。第 2 条第 3 項、下線を引いたところです。改葬とは、埋葬した死体や焼骨を他の墳墓などに移すことと書いています。第 5 条第 2 項は、改葬に係る許可は、死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行うということです。

3 ページ目には、規則を載せております。こちらで先程の官報の公告ですとか、立札の掲示ということが記載されております。こういった一連の手続きを簡素化できないかというアイデアです。

資料 3 に戻りまして、③のところでは、先程、①で説明をいたしました縁故者への呼びかけ・申し出を求める方法は、従来、2 種以上の日刊新聞に 3 回以上の公告を出すという形にされていたのですが、その手続きが費用と実効性の観点から不合理であるという指摘を厚生省が受けまして、平成 11 年に制度を変えて現在のスタイルになったという経緯があります。

先程の参考資料の官報公告のイメージ、一行あたり 945 円という官報の料金があります。これを日刊新聞に載せるとすれば、大きさにもよりますが数十万から数百万というように経費がかさむ。厚生省でバランスを考えて今の形となったということです。

資料 3 の道州制特区制度との整合性です。提案内容は、先程の市町村長の権限に属する

事務に係るものであるということを述べております。

一次整理の対応方向の案は、一旦検討終了ということですので。その理由は、市町村長の権限に関する内容であるため、道州制特区提案、国から道への権限移譲という形にはなじまないだろうということです。

地方に関する規制緩和という内容には合致しますので、提案募集方式による国への提案について、当該提案者には助言をしたいということで整理をしております。

(河西会長)

それでは、ただ今の説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願ひいたします。

実際に合同墓に改葬しようとする、官報に支払うお金、一回あたり 15,000 円というのが自治体にとって結構負担になっている。そのようなニーズもあるわけなのではないでしょうか。

(事務局)

金額ももちろんありますけれども、大きいのは日程的なことかと思ひます。一年間というのは相当の期間ですので、今、頻繁にそういったものが出てきておりますので、早く手続きを進めたいという方が大きいと思ひます。

(河西会長)

そうすると、墓地・埋葬等に関する法律施行規則第 3 条というのを変えて、それをもっと簡素化できるような規則に変えてほしいというのが一つのニーズとしてあるはずだと。そうすると、提案募集方式で規則を変えてほしい。そのような提案ということによろしいでしょうか。

(事務局)

今、決められているこの規則を変えてほしい、規制を緩和してほしいということになるかと思ひます。

地方公共団体の事務は提案募集方式の対象になりますので、提案ができますといった助言をしていきたいと考えています。

(河西会長)

他の皆様はいかがでしょうか。

(岸本委員)

これも難しいでしょうね。少なくとも無縁墓地の改葬について施行規則の 3 条によると、厚生労働省令の手続きを求めているのは公衆衛生の観点からではないですね。

衛生維持の観点からそういう手続きを踏めとっているわけではなくて、おそらく財産権、あるいは身分関係の問題に対処するために一年間、いうならば申し出期間を設けるということをやっているわけです。

これを緩和してくれとなると、おそらく財産権、身分関係の問題にもなってくるので、後で揉める可能性があるというところで、なかなか難しいだろうと思います。

道州制の問題としては関係がないですけれども、地方に関する規制緩和になるのかなと思うのです。

地方固有の問題ではないのですよね。財産権の問題になってくると、全国共通の問題になってくると思うので、2番目は、逆に期待を持たせるような形で記述していいのかなと思ってしまうところなのですから。

(事務局)

提案募集方式というのは、事前相談を窓口である内閣府とやって、それで、いいのではないかということであれば次の段階に入っていくということで、とりあえず事前相談をやってみる価値はあるのではないかという趣旨です。

この一年という期間が長いと感じるのか短いと感じるのかは、それぞれ難しいところがあるので、何ヵ月ならいいのかということは、自治体の方で、代わりに何ヵ月にするのかと聞かれたときに、適正な期間を説得力ある形で説明できるかということも難しいところがあります。

(岸本委員)

理由のところ、地方に関する規制緩和という位置付けでいいのかということなのです。基本的には、市町村長が許可権限を持っているからといって、絶対に全国に関係ない地方固有の問題だという形になるわけではないので、文言として、単に規制緩和としてという形でいいのではないかと思っただけなのです。

手続きに関する規制緩和については提案募集方式による国の提案について当該提案者に助言するということがいいかと思っただけなのです。

別にこだわっているわけではないのです。このままで問題になるわけではないので、そこはお任せなのですけれども。

(河西会長)

私も財産権は、問題になるなと思っていたのです。この案件とは少し外れますけれども、最近空き家対策ということで、空き家のある程度の期間が経ったら取り壊しができる。ここでは、大体このような手続きに関してどのくらいの期間を設けて、その間に申し出がなかったら壊せるという形になっているのでしょうか。

おわかりにならないければ結構です。

(事務局)

新しい法律も施行されたばかりなものですから、資料を集めまして次回に調べてきます。

(河西会長)

空き家対策で取り壊すときも、それなりの期間を設けて、申し出がなければ取り壊すという、割と慎重な手続きを取っているのかなと思います。

お墓ですから、ある意味、非常に大切なものです。ですから、先生がおっしゃっているようにある程度の期間は設けておいて、後々問題が起こらないようにするという観点から難しいのかなということも私も感じているところです。

(岸本委員)

確かに、一年間というのが長いのではないかというのは、わからなくはないのです。というのは、今の空き家の問題もそうなのですが、空き家の所有者がわからない場合に公告して、場合によると代執行しますよといったときに、それから文句がある場合に、基本的に通常行政上審査はともかくとして、裁判で争うにしても、大体処分があったことを知った日から起算して6ヵ月という形。大体法律で6ヵ月というところはあることはあるのだけれども、だからといって機械的に身分関係などを含めると、通常の行政活動のときのようにそれに対する不服や異議の申し立てという期間そのものと同じような形で設定していいかということもあると思うのです。

それで、おそらく法律も、6ヵ月とするのは怖いというところで一年でやっているのではないかというところがある。ここは、国と事前協議していただいて国が考えることかなというように思わなくはないです。

(菊池副会長)

とりあえず、一年だと必ずお盆が入る。6ヵ月だとお盆が入らないかもしれない。

(岸本委員)

やはり一年必要なのでしょうか。

(事務局)

実際、そういう趣旨で一年としているようです。官報の方は別にして、特にお墓に立札が出るというのは、国民的な慣習としては、年に一回はお参りに来るだろうからということで一年と。

(岸本委員)

周知を徹底できるという趣旨ですね。

(河西会長)

他にご意見がなければ、この案件に関しましては一旦検討を終了。そして、理由に関してはこちらの文章でよろしいですか。

(岸本委員)

ご一任ですけれども、問題があるわけでは当然ないです。

(事務局)

地方に関するということではなくて、市町村の事務なので、市町村の事務に関する規制緩和という表現ではどうかなど。

(岸本委員)

結構です。あくまで自治事務ですね。それはわかっておりますので、そのままでも結構です。

(河西会長)

では、一旦検討終了の理由に関しては、事務局で検討していただいて、このままでいくということであればこのままでも結構です。また、文言を少し修正するというのであれば、次回ご報告をいただければと思います。

それでは、次に検討項目の四つ目、「ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長」について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料4と参考資料5を使ってご説明します。

アイデアの概要は、現在ホテル・旅館における外国人技能実習期間は一年間となっており、言葉と業務の流れの一部しか理解できないということで、実習期間を3年間又は5年間とし、ホテル・旅館の業務とともに日本文化のおもてなしを習得させる。外国人観光客が増え、日本人労働者が減る中、特に道内では人手が不足しており、外国人技能実習生に日本文化のおもてなしを習得してもらうことで外国人観光客に優れたサービスの提供が可能となり、魅力発信につながるのではないかというものです。

事実関係の整理です。参考資料5の1ページに「技能実習制度の仕組み」の資料を付けていますので、併せてご覧ください。

技能実習制度は、国際貢献のため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図ることを目的とし、外国人が「出入国管理及び難民認定法」別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を習得する制度となっております。

参考資料の10ページの関係法令をご覧ください。こちらは、出入国管理及び難民認定法

の別表第1の2の表です。在留資格が列記されておりまして、次の11ページの表の最後の部分に「技能実習」の在留資格があります。

もう一度参考資料の1ページ目をご覧ください。資料中央に「技能実習の流れ」があります。技能実習には、入国後1年目の技能等を習得する活動の「技能実習1号」、2～3年目の習得した技能等に習熟するための活動の「技能実習2号」があります。

資料にありますとおり、1号から2号に移行するためには、所定の技能評価試験に合格しなければならず、また対象職種が限られております。

参考資料の8ページをご覧ください。こちらが現在の技能実習2号移行対象職種の一覧となっております。主に、ものづくり関係の職種71職種130作業が指定されており、ホテル・旅館業は、技能実習2号移行対象職種とはなっていない状況です。

そして、事実関係の整理の○印の三つ目です。先程申し上げましたとおり、技能実習2号の対象となるためには、業務内容に係るレベル別の全国的な技能評価制度の創設が必要となっております。これについては、現在、宿泊業の関係団体で評価制度のあり方について検討が進められていると聞いております。

事実関係の四つ目です。参考資料の9ページ目に過去の道州制特区提案についての提案検討委員会の答申の資料を付けております。

道では、外国人人材の確保により外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理に関する基準の変更に係る知事の申出権の創設について、平成20年に道州制特区提案を行っておりますが、出入国管理行政に対する道州の関与のあり方については、国において今後検討とされております。

次に、道州制特区制度との整合性についてです。出入国管理については、先程の9ページ、答申の中でも国の専掌と整理されておりまして、道州制特区にはなじまないと考えております。

なお、国内の移動は自由に行うことができるため、外国人の在留資格について特区内に限った特例措置を講ずることは困難であることから、一次整理の対応方向としては一旦終了と考えております。

(河西会長)

それでは、ただ今の説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

(佐藤委員)

出入国管理行政に対する道州の関与のあり方については、国において今後検討というのは、今後検討といって7年が経っているのですけれども、どうなっているのですか。

(事務局)

継続検討中です。

(佐藤委員)

宿泊業の関係団体で評価制度のあり方について検討が進められているということで、こちらで声を出すことによって、かえってそちらの阻害要因になるということも、過去に一旦整理に行く理由としてあったと思うのですけれども。これは、現実的にどんな状況なのでしょう。

(事務局)

阻害要因になるかまではわかりませんが、やはり適切な評価をして在留期間を延ばすというような仕組みになっています。

(佐藤委員)

では、今の制度上でいくと、宿泊業関係団体で1号から2号にしてほしいという相談なり依頼なり申請なりというようなことをやっていくということがこの意味なのでしょう。

(事務局)

資格の評価の制度が現行必要となっておりますので、そういったものの設計ができるかどうかということについて検討が進められているということです。

(佐藤委員)

そこで意見なのですけれども、先程、海洋地質調査の件でも言いましたけれども、国防と外交というのは道州制にはなじまないのではないかと思います。

ただ、外交というよりもサービス、著しく国の行政、外交的に問題が生じるのだったらまた別なのですけれども、整合性として専掌事項であるためとうたってしまうと、基本的に専掌事項、地域に権限を移譲していくのが道州制なのであれば、専掌事項に関しては、私が理解していないのかもしれないのですけれども、これは理由にならないのではないかという気がするのですけれども、どうなのでしょう。

これは、うまくないなと思うのですけれども、だめという合理的理由がどうも見当たらないと思っています。だめというか、一旦検討終了にする理由が、どうも合理的なものが見つからないと思っています。

この専掌事項ということの説明をお願いしたいのですけれども。

(事務局)

専掌事項と断定的に書いているのですけれども、「専掌すべき事項であると考えられる」

ぐらいの意味なのです。何が専掌かというのはそれぞれが考えることなのですが、道としては、出入国管理というのは国が専掌してやるべきではないかというのを一応整理したのです。

(佐藤委員)

そうすると、この会議体の中で、これは国の専掌事項だろうといえればそれで一旦整理にいくということですね。

(事務局)

そうですね。

ただ、その考え方は色々ありますので、そうではないという方がいらっしゃれば、それはそれで。

(岸本委員)

佐藤委員が、恐らく違和感を感じられたとするならば、出入国管理が国の専掌事項であるという形で、この局面でそういう書き方をしてしまうと、出入国管理に関する基準の変更について外国人の人材確保のために特区提案をして、国側がどう認めるかはともかくとして、平成20年度に道州制特区提案を行ったところもおかしくなるのではないかなということなのではないかと思うのです。

その理由の書き方が、ここではこの言い方をしない方がいいのではないかなと思っらっしゃると思うのです。

私も同じ見解で、理由の表現を変えた方がいいかなとは思っていたのです。そもそもこれは、アイデアを出されてきた方々は、目的が外国人の人材確保をしたい、有能な語学能力と知識、おもてなしの心を持った外国人の人材確保をしたいというところで何をやったかという、外国人技能実習期間制度というものを使いたいというご提案なわけです。

ところが、見てみると、この外国人技能実習制度というそれ自体が、国際貢献で外国人に日本の技能を身に付けていただいて、結局のところ何らかの技術を取っていただいて、それを本国に持ち帰っていただいて、そこで活用していただくという、そういう制度なわけです。

ところが、今回の提案というのは、最終的には、日本の外国人人材確保というところの目的のために使おうとしているわけである。

身もふたもない言い方をしてしまうと、制度が、いうならば今回の目的に対応していないのです。

ですので、ある意味では、これを特区として認めてくれということそれ自体が難しいというのが私の結論です。

こういう外国人人材確保をしようと思えば、本来あるべき制度というのは、まさに本委

員会でもやってきた平成 20 年度の道州制特区提案という形で真正面から押していく。

そこにおいては、出入国管理は国の専掌事項でありという、それを前提にしつつも、しかし、道に一部委ねてほしいという、そういった形で議論を進めていくのが筋だろうと思うのです。

ですから、理由としては、外国人技能実習期間制度というものが、この提案という形での外国人の人材確保制度を念頭に置いたものではないために、特区制度を検討する対象にそぐわない。そういった形のほうで持っていった方が、過去やった特区提案にブレーキをかけるような理由付けにはならなくてすむのではないかと思ったのですが。

佐藤委員、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

確かにおっしゃるとおり過去の整合性とも合わないし、ここで理由として合ってこないだろう。今、言われてなるほどと思ったのです。確かにこの制度は、働く人を増やすのではなくて研修ですものね。アイデアの提案者の方の文章だから書きようがないのでしょうかけれども、もし書くのだったら、3 年間は習得できないので 5 年間は必要になるというように書くべきなのでしょうけれども。

概ね岸本委員のおっしゃるとおりです。

(事務局)

過去の提案は、相当苦しい提案なのです。国専掌事務に対する申し出権を創設してくれということで、権限をもらってこちらで決めるということではなくて、道の知事が外務大臣に対してこれはこうしてくれというように申し出をできるようにしてほしいという趣旨の提案なのです。

(河西会長)

本来ならば研修を 1 年間やって、その後正規にビザを取ってもらって、労働ビザに替えて、そして正規に雇用されるというのが本筋です。そうはいえないのでこういう書き方をされているのでしょうかね。

(佐藤委員)

なぜ、就労ビザにしたがらないという現実があるのですか。

(事務局)

単純労働を受け入れるか、受け入れられないかということの国民的合意ができていないということだと思います。

(岸本委員)

それと、研修だと。

(佐藤委員)

あまりよくないかもしれないですね。

(岸本委員)

研修制度の方が受け入れやすいというのはあるのだろうと思うのです。

(河西会長)

岸本先生がおっしゃったとおりこの制度の趣旨自体は、日本で技術を習得して、本国に帰って活躍してもらう。それを曲げるような道州制特区の提案になってしまいかねないので、この理由付けに関しては少し文章を変えてもいいかもしれないということです。

(岸本委員)

事実関係の整理の○印の四つ目の書き方を理由に落とせば、道としては、そのアイデアについて真摯に受けとめてこれまでも対応してきているところであって、今後、国がやることなのだけれどもという形で、つぶすというやり方ではなくて、これまでも何らかの形で受けとめてきていますよというところを出せるのではないかと思うのです。4番目を、そのままかどうかはともかく、下におろせばよろしいのではないかと思うのですが。

会長、副会長のご意見はいかがですか。それが一番無難ではないかと思うのですが。

(菊池副会長)

この三つ目の○印の宿泊業の関連団体で評価制度のあり方について検討が進められているというのは、ここの今の議論が宿泊業界全体で進められているということなのですかね。

技能評価制度の創設、要するに 2 号を目指すためにその評価制度をつくりましょうという動きがあるというように理解していいのですね。

岸本委員がおっしゃられたようなことで、目的と整合が、業界としてはそうしたいんだという意思があるということですね。

(岸本委員)

問題は、宿泊業の関係団体で評価制度というものをつくったとして、これが、いわゆる技能実習 2 号というものに指定されるかどうかは、それは国が判断することですので、これではだめだと。あるいは、目的からしたときに、業務内容からしたときにだめだと。就労ビザのほうでいけというような形になる可能性は当然ありますから。

そうなったときに、確かに外国人の人材確保というところに支障が出てくると思うので

す。それはそれで対応しているわけですから、それを積極的にしていけばいいと思います。

(寺下委員)

外国人の人材確保という視点でストレートにやっている制度はないのですか。

(事務局)

通訳とか、そういう資格のある方々というのは、ちゃんと就労ビザで入ってこられるのです。

(寺下委員)

福祉の分野で介護の人材を、何年間か研修で受け入れて、介護の現場で実際に働いていただくという制度があると思うのですが。

北海道内には外国の観光客の方が多くて、旅行業界全体としてそういった外国の方の人材を欲しているというのであれば、それに見合った制度の提案、特区の提案をしていかなければいけないと思うのです。実際にニーズがあるのであれば、他の方法を探ってみるのも一つの方法としてあるのかなという気はします。

(岸本委員)

という特区提案をしたわけですね。少なくとも申出権ぐらいは認めてくれと。そこで検討する事前協議ぐらいはしてくれと。これに対して検討されているけれどもまだ返答がない。

(寺下委員)

実際に今後、先程もおっしゃいましたように人口が減ってくるので外国観光客を受け入れるという姿勢を北海道として打ち出していくのであれば、何らかの検討も必要ではないでしょうか。

(事務局)

北海道観光振興機構という団体があるのですけれども、そこでも課題としてとらえていますので、一緒にそういうことについて今後に向けて検討していきたいと思います。

(河西会長)

結構、ニセコあたりでマネージャークラスの外国人の方たちが就労ビザを取って、それなりの報酬をもらってお仕事をされています。

問題になるのは、スタッフとして対応などをやるような方々が、なかなか人材の確保の面で難しいということで北海道の問題があるのかなと思います。

そこに関しては、外国人研修制度自体が、今、国際的に人権問題として取り上げられるようなこともあるので、我々としても慎重に理由付けが必要だと思います。

太田さん、先程の話はどうでしょうか。

(太田委員)

道のとある事業で、人手不足の実態調査ということで、地域の経営者のヒアリングをしに行ったことがあります。皆さん人が来なくて困っている。外国からの研修を受け入れているのですが、その研修期間が終わって帰られてしまうと、本当に人手不足で困っておられる。北海道の場合は、特に外国の方に、特に民間に関しては就労していただかなくては立ち行かないということがあるのです。

そこで伺ったのが、国によっては物価がかなり違う方が来られるので、すぐに帰国されたり、問題が多い。すぐに就労ビザを取って就職していただくというにはいかないのだというお話を聞いたのです。

色々な業種で北海道に関しては、特に地方の過疎の町に関しては、研修で長い期間お試し就労していただくというのはありだと思うのです。

一方、私が道州制特区に参加した頃のことを思い出しますと、今はまだ入国に関することに関しては道が責任を持って判断するというのは、まだまだ経験不足や事例不足だと思うのですが、近い将来、こういったことに関しても人材を確保するために研修制度を充実させる権限を北海道に移譲させてもらって、それを特区として認めてくれというようなことぐらいはいいと思っています。

今後、こういったことも更に深刻化してくると思いますので、こういった事例があれば積極的に検討していき、実態調査があれば是非ヒアリングなどをしていきたいと思っています。

(河西会長)

そうしますと、太田委員としては、国の専掌事項としてというような理由付けは、あまり好ましくない。要するに、将来、道州制特区としてやっていくのであれば「国の権限だから」というのはおかしいのではないかというようなご意見で。

(太田委員)

専掌事項だからこそ持ってくるべきだと思うのですが。

(河西会長)

それがおっしゃりたいことかなと思ったのですが。

(太田委員)

この提案は、研修の提案になるので、特区提案にはなじまないというような言い方の方

が、将来はほしいと思っているぐらいの言い方をできるのであればしたいと思いました。

(菊池副会長)

少し違う視点で、どういう結論になるのかはわからないのだけれども、1年を3年間にする意味というのは、給料を長く安く、その人たちを雇用したいということに対して、例えば、ここにペットボトルのお茶があります。横に、“恵庭岳の純粹仕立て”と書いてあります。恵庭岳にはどんな植生があってどんな水が出ているのかという、そのような細かい話がある。

北海道の観光が一定レベル以上のグレードとしてもアジアの中で活動するとして考えたときに、まず、日本人の語学教育というのがあります。観光の教育。もう一つは、今のよう人たちが高度化していく。就労ビザの一つ手前のところを誰がどうやって教えるのか。ただ何かを持ってきてくださいという話とは別の人材育成機能がどこかではないかと思います。

それが、このところに当てはまっているのかどうかはわかりません。ですけれども、太田委員がいわれたように、もしかすると観光立国である北海道の中で、今のような2年目、3年目の中でどれぐらいの観光情報スキル、要するに、北海道のインタープリターとしてのノウハウの蓄積を教えてあげられて就労ビザに近づくような人材。そのようなことも考えられると思うのです。

この法律の制度とどう関わるかという根幹のところに関しては、よくわからないのでどう判断するのかなとは思いますが。

とりあえず、この話と前回の提案のことを踏まえて考えると、これは一旦終了でも別に構わないのですけれども、何かそういう視点は必要かと思いました。

(河西会長)

現行の技能実習制度が、岸本先生がご指摘されたように国際貢献のためにということで、日本で研修して本国に帰って、それでその技能を活かすという趣旨だから、また別の話になっているのです。

まず、日本の人口が減少して行って人手不足になる。それを外国人の方々に補おう。その方々に高度な人材になっていただくということで、別制度の要望になるのかなと思います。

それが、たぶん寺下委員がおっしゃっていた別の制度があるかというようなご質問につながると思います。

(太田委員)

外国人登録に詳しい行政書士に聞いたことがあるのですが、就労ビザが取れない。こういった研修の方、よほどの資格を持っていないとそういうのは取れないので研修を受

けるしかないということを知ったことがあります。そういったことで北海道の人材不足を解決するためにも、いずれは、こういったことはできるように、案として出てきたということは、委員会の希望になるのではないかと思います。

(菊池副会長)

会長がおっしゃられたように、全然違う話なのかもしれないです。だけれども、おそらく観光業界にとっては急務な話ではないかと思います。少し視点が違うかもしれませんが、それでも。

(岸本委員)

制度が違うからといって放ったらかしていいと考えているわけではないのです。

要するに、今お話を伺っていると、制度と制度の間の狭間に落ち込んでいる部分があって、就労ビザ制度にはならない。しかしながら外国人の技能実習期間というものの中では、現行制度の下では1年間しかいられない。そうすると、スキルアップする期間というものがこちらだけでは足りない。

人材確保の制度にのっていき道筋が立たないというところで、何らかの形で観光立国というものにおける北海道の需要に応えようとするならば、何らかの形で外国人の人材確保のための仕組みが今後必要になってくるということは私もそのとおりだと思います。

問題は、その先のやり方としては、一つは、道州制特区という形で北海道の、特に外国人の人材確保というものについての判断権限というものをおろしてくれというやり方は確かにある。

しかし、直ちにそこまでいなくても、逆にいえば、外国人の現行法においては就労ビザの取得というところまでは認められていないグループ群を何とかしてより柔軟に日本が受け入れていくという、そういう運用というものを求めていく。

その意味でいうならば、権限は残したまま規制を緩和していくというやり方は確かにあるわけです。その部分を、段階を追って、色々なバリエーションの中で国と協議していかないと、いきなり全部を北海道に任せたら、確実に、出入国管理は、まさに国の専権事項だというように答えられておしまいになると思うのです。

だから、突破口を開こうと思えば、おそらくは、そこを最終的に念頭に置きながら、その可能性を残しながら国の態度を硬化させないような形で協議を続けていくということが一番の現実路線ではないかと思ったのです。

その部分を、私もわかった上でなのですけれども、この問題に答えるときにどういう理由付けをどこまで書くかという問題がある。理由としては、これに対して直球で答えようと思えば、制度外というふうに書くのが無難かなと思っただけで、よりもう一步踏み込んで書くべきだというのであれば、それはそれで別に私としては異論はないです。

その場合は、○印の四つ目をそのまま下に落とし込むというのが、より一步踏み込みつ

つという形になるのかな、折衷案になりえるかなと思ったのですが。

(事務局)

先程、寺下委員や太田委員がおっしゃっていたような観光業界での課題はあると思うのです。ただ、今回のアイデアに関しては、先程も少し申し上げたのですけれども、まさに外国人の方の在留資格という問題で、それを特区という北海道に限定した形で行うというのは難しいのではないかとこのころはございます。

理由のところは、特区ではなじまないということはないのですが、そういう現実を踏まえて観光の部局とも相談して、北海道の観光としてそういう要請を国に上げていくということもありえるので、そこは検討させていただきたいと思います。

(河西会長)

観光だけの問題ではなくて農業、福祉、中小企業の人材不足など、色々な分野に関わってくるので、道州制特区ということで最終的には道に出入国管理の権限をもらってくるというのが委員会の理想としてはあるかもしれないですけれども、その第一歩としてどこから攻めていったらいいかというのは、また別途お考えいただくということでいいのかなと思います。

今回に関しては、この案件に関しては、一旦検討終了ということで、理由の文章のところに関しては、委員の皆様から色々ご意見が出たので、再度、事務局でご検討いただいて、より積極的な姿勢が見えるような文章にさせていただければと思います。

(菊池副会長)

今のことを了解した上でなのですが、例えば、技能実習制度研修推進事業等運営基本方針の中の71職種130作業を選定する権限。選定するとか改正するとか、加える権限、そういうのがあるのかどうか分からないのですが。そのようなことはできないものか。そういう余地があれば教えていただければと思います。

(事務局)

2号移行対象職種は、こういった職種について技能をもらいたいという実習生の送出国の意向を踏まえた上で設定されるため、相手国とのやりとりについて直ちに道でやるというのは難しいのかなと思っています。

(岸本委員)

法律上、技能実習2号への移行については、別表形式になるのでしょうかけれども、基本的には法務省の省令という形になるのでしょうか。

(事務局)

この別表というのは、基本方針の別表ということです。

(岸本委員)

何業種というのが色々あります。農業関係 6 作業、漁業関係 9 作業という、この根拠法令は、この基本方針は、厚生労働大臣の公示になるのですね。

公示でやるということの根拠は、出入国管理及び難民認定法にあるわけですね。

(事務局)

そうです。

(岸本委員)

公示も委任を受けてつくられているはずなので、そこを改正しなるとなかなか難しい。ただ、そうすると、その権限を移譲してくれという形になるから、この委員会の問題になってくるとは思いますけれども、そこは今後の整理になるのかなと思います。

(事務局)

道側でほしいというよりは、送出国のニーズを踏まえて設定されるものなので、単純にこちらが労働力が不足しているという部分だけで追加していくということにはならないと思います。

(佐藤委員)

労働力が不足している部分でという形には、絶対にならないです。趣旨が違うので。

こちらとしては、研修期間が短いので長くしてほしいと求め、マッチングは国にしてくださいということ。

(菊池副会長)

今まではおもてなしを学習するということは、おそらくなかったし、そういう意思もなかったということ。これが、岸本先生がおっしゃられたように、どういう形でブラッシュアップされて、どのようにされていくのかということの中に、観光の中のおもてなしというのは十分ありえるのではないかと思います。

そのところが、どのように攻めになっているのかはよくわかりませんが、そうはいいながらこういうところに入れていくのはどんな方法があるのかということがわかれば、次の提案が一つできていかないかなと思います。

(岸本委員)

外国人労働者の確保を目的としてはまずいということなのです。

今、副会長がおっしゃったように、日本の観光業におけるおもてなしという技能を身に付けていただく。こういうサービス提供という技能を身につけていただくためには、1年では短いという形で押していくというやり方。

(菊池副会長)

どうできるのでしょうか、若しくはできないのでしょうかという感じですね。

(河西会長)

今の議論に関しては、これから類似した案件が出てくると思いますので、そこで議論を深めていくということで、今回に関しては、一旦検討終了ということによろしいですね。

先程お願いしたとおり、文章に関しては事務局で検討していただいて、次回ということにしたいと思います。

それでは、次に五つ目の案件、「観光立国推進旅行券の発行」についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料5番と参考資料6を使って説明します。

アイデアの概要は、道民に観光立国推進旅行券というものを発行し、観光・宿泊・食事のセットとして消費喚起に繋ぐ。道内のホテル・旅館の宿泊者は7割以上を道民で占めており、旅行券の発行により観光交流人口の増加が期待されるというものです。

次に、事実関係の整理です。現在、地方公共団体による旅行券の発行は、法令上制限されていない状況です。

そのため、アイデアの実現は現行制度で対応可能であり、一次整理の対応方向としては、一旦検討終了としております。

道州制特区制度としては一旦検討終了なのですが、一次整理の理由の後段にありますとおり、道では今年度、需要の低迷する閑散期への本道の観光需要を拡大するため、観光入込客数の約85%を占める道内客に対して、「道産子旅券」という旅行券を発行し、旅行意欲の喚起及び通年化の促進を図る考えであります。

参考資料6の1ページ目をご覧ください。こちらは、国の交付金を活用して道が実施する事業の比較表となっております。一番右側が道民向けの道産子旅券発行业業となっております。

委託で行うのですけれども、まさに今、委託先との契約の準備を進めているところでありまして、近日中に契約されるということで、この表については案という形になっているのですけれども、こういった事業を道としても実施していくという状況です。

(河西会長)

それでは、ただ今事務局から説明がございましたが、ご意見・ご質問があればよろしく
お願いいたします。

(佐藤委員)

このとおりではないですか。
やれるなら個別でやるということ。

(河西会長)

他にご意見はございますか。

それでは、特になければ、道州制特区にはなじまないために一旦検討終了するという理
由です。実際に、既にこの方向で進んでいるということによろしいでしょうか。

それでは、一次整理の審議全体に対して何かご意見・ご質問はございますか。

(佐藤委員)

資料 4 の 442 番の議論をされたところなのですけれども、皆さんから出されたものは全
くそのとおりだと思いますので、この 442 番については一旦検討を終えるべきだと思いま
す。そもそも論が研修と就労をゴチャ混ぜにしているということです。

ただ、今回のアイデアとは別にですが、副会長がいわれていたかと思うのですけれども、
事実上、こういう就労云々の問題ではなくて、研修期間が 1 年では短いということは、全
くそのとおりだと思います。

実際、会社を経営していますけれども、人間 1 年でそれなりに学べるかということ、日本
人だって難しいのに、ましてや言葉の壁があったら非常に難しい。実際問題あると思いま
す。

観光立国ですし、特に外国人観光客を受け入れるんだという道政があって、更に今後全
国的に広がっていくことでしょうかから、そう考えると現実的な問題は、どうやったら 1 年
を 2 年に、2 年を 3 年にできるのかということはこの会議体で新しい番号で検討することは
できないだろうかと思えます。

どうやったらできるのだろうかというのは出ないのですが、北海道としては、現実問題 1
号を 2 号にしないとうまくないといったことを国に申請して、国が相手国と交渉して、向
こうからの話をもって、そのテーブルをつくってもらうとか、若しくは、その場に道も入
る権限をもらうとか、交渉権は、絶対に出てこないと思うのですが、その場に入っていく
という権限をもらうとか、素人考えの一つの例ですけれども、この課題、1 年では短いとい
う課題をクリアする方法論を検討いただけないかと思えます。

(河西会長)

実は、私もこの案件に関しては結構深刻な問題になっているので、経産局の労政課あたりに投げて、それで特区提案のような形で投げかけてもらえないかと思ったりもしています。この会議体で議論をするという方法も、佐藤委員からご指摘されてそのとおりだと思いましたがけれども、どうでしょうか。

(菊池副会長)

前回の提案のときに、林業の話も、果たしてこれを書かれた方の本意はどこにあるのだろうかと推測して、よりこの提案された方のアイデアを実現するような形で読み替える。特区提案に合うように読み替えて提案に至ったということが過去にあったので、今の話で会長がおっしゃられたように、色々なところに聞いてみて、これの対応がどうやったらできるかというように、前を向いた状態で継続、新たに出てくるということができれば面白いですね。

(事務局)

そのような観点で検討してみます。

(河西会長)

特区提案に関してもあまりアイデアがないという状況なので、新たな掘り起こしということで今回委員会の中で議論がされて、是非とも積極的に検討いただければと思います。

では、最後の議題・その他です。事務局から何かありますか。

(事務局)

次第の議事にはありませんが、次回、第70回委員会の開催については、現時点で7月下旬頃の開催を考えております。よろしく願いいたします。

(河西会長)

それでは、他になればこれで議事は全て終了ということで、これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。